

## ◇ 損金算入できる飲食費の適用要件

**Q** : 1人あたり5,000円以下の飲食費は損金に算入できるそうですが、どんな飲食費でも損金になるのですか？

**A** : もっぱら役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費は対象になりません。

### 【解説】

法人が支出する交際費等のうち1人あたり5,000円以下の飲食交際費については、この4月1日以後に開始する事業年度からは、損金に算入することができるようになりましたが、飲食接待費のうち、もっぱらその会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対するものについては、適用対象にならないとされていますので、社内の者だけを対象とする飲食費、すなわち社内交際費は飲食接待費から除外しなければなりません。

なお、この場合において、もっぱらとはどの程度を指すかは、ケースバイケースですが、参加者のうち社外の者が1人だけというような場合で、その割合が極端なときなどはこれに該当し、対象にならないということになるでしょう。

[飲食交際費に該当するかどうかの判定]

- × 同一会社内の者だけとする飲食費
- 親子会社の役員間とする飲食費
- グループ会社の役員と社員とする飲食費
- 100%子会社の役員との飲食費
- 海外の子会社へ出向した社員とする飲食費

